

平成28年度 おばなざわ花笠まつり 出店等募集要領

1. 開催日時及び出店（展）時間 ※雨天決行

平成28年8月28日（日） 午前10時～午後9時まで
（開店準備は午前9時から可能です）

2. 事業名

「おばなざわ花笠まつり」交流都市特産品コーナー／みやぎ尾花沢会交流事業

3. 出店（展）場所

尾花沢市内中心街、まつり会場（中央駐車場内）特設テント

4. 応募方法

- (1)本募集要領に書かれている事項に従い、別紙「出店等調査書」で申込み下さい。
- (2)出店等調査書は、7月22日（金）までに、おばなざわ花笠まつり事務局に郵便またはFAXにて提出下さい。
- (3)出店等調査書提出後の出店（展）内容（PR内容・販売品目など）の変更はできません。ご注意下さい。

5. 出店（展）料

交流都市／交流事業の場合、原則として出店（展）料は要りません。
但し、出店等調査書以外の設備が必要な場合は実費となります。

6. テント・設備

- (1)仮設テント（間口5.4m×奥行3.6m）となります。
- (2)机（1.8m×0.75m）3台・パイプ椅子4脚で用意いたします。
- (3)電気設備、夜間用のテント内照明とコンセント1口（100V）で用意いたします。
アンペアの大きい器具は使用できない場合があります。

7. 注意事項

- (1)準備・後片付けについて
 - ①設備以外の準備・片付けは全て出店（展）者にて行って下さい。
 - ②ゴミは、必ず出店（展）者の責任において、所定の場所に置くか持ち帰って下さい。
 - ③周辺に駐車場はありますが、準備・後片付け時間以外は、車の乗り入れは出来ません。
 - ④まつり開催中は、会場内と会場周辺で交通規制が行われます。（注意）
 - ⑤荒天時は、主催者側の判断により中止いたします。
- (2)販売方法について
 - ①販売の際は、極力、ゴミの出ない販売方法や、リサイクル回収しやすいものを使うなどの工夫をしてください。
 - ②食品や飲料用に容器を使用する場合は、環境に配慮して、出来る限り非石油製品の容器を使用してください。
 - ③火気を使用する場合、プロパンガスを使用してください。なお、ABC粉末式消火器の用意が必要になります。※尾花沢市火災予防条例により
※【別紙テント内火気配置図を提出】
 - ④販売品は責任を持って良質で一般的な価格で販売して下さい。
 - ⑤販売品に対する苦情は、販売者の責任において、誠意を持って取替え・返金等の対処をしていただきます。
 - ⑥法律・条例に抵触する物品及び社会通年上不適当と思われる物品の販売はできません。
 - ⑦関連法規の順守のため、食品（保健所に届け入れ必要な食品）を取り扱う場合は、出店等調査書に記入の上、事務局までご連絡下さい。
 - ⑧購入者の希望がある場合は、領収証を発行してください。
- (3)その他
 - ①酒類の販売は、市外者（交流都市／交流団体）の場合出来ません。
 - ②不明な点は、別紙の問い合わせ先までご連絡下さい。